

甲府城の鬼門守護と除災招福の思惟

— 稲荷曲輪にみる一考察 —

崎 田 哲

はじめに

- 1 歴史の中の甲府城
- 2 稲荷曲輪櫓台と「輪宝」

3 密教における「地鎮・鎮壇」と「輪宝」

- 4 愛宕山と稲荷曲輪
- おわりに

はじめに

甲府城は、甲府市北東部の愛宕山（標高427.9m）に連なる、一条小山（東西約200m・比高約30m）と呼ばれる丘を利用して、16世紀末に築かれた近世城郭である。正式名称は「甲斐府中城」であるが、一般的には甲府城と称され、他にも一条小山城・府中城・舞鶴城・赤甲城・錦城などの別称を有する。

築城から約400年を経た、本県唯一の近世城郭遺跡に対して、山梨県では平成2（1990）年度から10年計画で、石垣の改修を主とした整備を行い、また当センターでは、それに伴う事前の発掘調査を実施している。資料的価値が高い穴太積みの石垣や、金箔瓦をはじめとする数多くの遺構・遺物は、従来の甲府城に対する歴史的認識を一新するのに充分なもので、今回の発掘調査での成果は非常に意味深いものであったと言える。

本稿では、この発掘調査における成果を踏まえながら、「甲府城の鬼門守護と除災招福の思惟」について、甲府城の鬼門に位置する稲荷曲輪に注目して考察していくこととした。

1 歴史の中の甲府城

天正10（1582）年の武田氏滅亡後、甲斐国は動乱の渦中にあったが、やがて関東の北条氏との間に起こった激しい攻防戦（天正壬午の乱）を制した徳川家康が、これを掌中に治める結果となった。

家康は、この直後に平岩親吉を城代に置き、新城の築城を計画させたと言われている。このときに城地として一条小山⁽¹⁾が選定され、天正11（1583）年もしくは天正13（1585）年から甲府城の築城が開始された、というのが従来の説である。しかしながら、当時の家康を取り巻く諸処の状況や、従来の説の根拠となった文書などの再検討、更には発掘調査の成果などを通じて、近年では従来の説に疑問が提示されている⁽²⁾。

その後、天正18（1590）年に豊臣秀吉が、関東を平定（後北条氏の滅亡）すると、家康はその遺領に移封され、甲斐国は豊臣系の大名によって領有されることになった。以後、甲斐国が「関東（家康）に対する東の最前線」に位置づけられたことは、羽柴秀勝、加藤光泰、浅野長政・幸長と言った、秀吉の信任厚い大名が次々と入国した史実からも想像に難くない。そしてまた甲府城の築城が、彼らによって軌道に乗り、秀吉の思惟を大きく汲みながら完成していったことは、この時期に発給された文書の内容や発掘調査の成果からも理解できる⁽³⁾。

秀吉の死後、慶長5（1600）年の関ヶ原の戦で家康が勝利すると、甲斐国は再び徳川氏の所領となつた。これ以降の約270年間、甲府城は「江戸の西の要」として位置づけられ、宝永元（1704）年から20年間を柳沢吉保・吉里が領有した以外は、徳川將軍家一門の所領もしくは天領として城番制・勤番制・城代制が敷かれていた。

明治維新以後は城郭としての使命を終え、明治6（1873）年の廃城令で城内の施設が破却された。わずかに内城のみは残されたが、やがてその一部も失われていった⁽⁴⁾。その後、甲府城は明治37（1904）年に舞鶴城公園として開放され、更に昭和43（1968）年には現存区域が県史跡に指定されて、現在に至っている（図1）。

甲府城はその築城以来、歴史の表舞台に登場する機会には恵まれなかった。しかしながら、その存在は豊臣・

徳川のいずれからも重視され、常に時代の趨勢を担うものであったと言える。このことは加藤光泰がその遺言状に「甲斐国之儀かなめ之処」⁽⁵⁾と記していることや、柳沢吉保が甲斐国受封の際に「甲斐国者枢要之地」⁽⁶⁾と記された朱印状を受けていること、更には幕末の慶応2（1866）年、駿府城と大坂城にしか設置されていなかった城代制を、甲府城に設けたことからも容易に想像できる。それだけに、甲府城における様々な発見は興味深い。特に、信仰上の痕跡は為政者の甲府城に対する意識が如実に顕現していると言えるのである。

2 稲荷曲輪櫓台と「輪宝」

稲荷曲輪は、天守台・本丸を東側から囲む天守曲輪の北及び東下を巡るL字状の曲輪で、櫓台はその東北隅に設けられた高石垣の区画である（図1）。文禄2（1592）年の加藤光泰の書状には「其國ふしん土手ひかしの丸石かき出来候や」⁽⁷⁾とあるが、この中の「ひかし（東）の丸」こそ稲荷曲輪に比定される。恐らくこの時期、天守台・本丸など城郭の中心部は完成の域に達し、稲荷曲輪や屋形曲輪への普請に取り掛かっていたのであろう。

稲荷曲輪には元来、城内の鎮守として庄城稻荷が祀られており⁽⁸⁾、稲荷曲輪の名称は、これに因んでいる。信仰に因む曲輪が鬼門⁽⁹⁾に置かれ、その東北隅の櫓台から「輪宝」⁽¹⁰⁾が検出されたことは興味深い。

絵図によると、稲荷曲輪櫓台には2層の建造物（稲荷櫓）があったとされている。発掘調査では櫓台上の西端及び南端から、扁平な割石を用いた礎石列が検出され（図2の①・②）、西端の礎石列と並行して栗石群が検出された（図2の③）。前者は、稲荷櫓の外観を構成するものであったと考えられ、後者については礎石が撤去されているが、元来は西端の礎石列と「対をなす基礎構造」⁽¹¹⁾で、櫓の母屋を構成したものと考えられている。

「輪宝」（写真1）は、前述の母屋と考えられる範囲の内側から5点、検出された（図2）。1点のみ原位置を保っていなかったものの、他の4点は4隅を構成している。このうち西北隅の1点は、礎石直下で検出されており、他の3隅については礎石直下ではなかったが、同様の層から検出された。

これらは5点とも同一形態で、八鋒輪宝⁽¹²⁾と呼ばれる。厚さ0.1cm程度の薄い銅板を規格的に切断したものと考えられ、全長は約17.5cmで、中心には0.4cm程度の孔が開いている。表裏同型状で、片面の中心部に3cm四方の金箔が施されている以外に目立った装飾はない。

4隅の「輪宝」は、いずれも金箔が確認できる面を天上に向けて埋設されており、また5点とも微量ながら粉殻が付着していた。興味深いのは、強弱の差はあるものの、5点とも中心の孔に衝撃痕が確認できることである。これらは金箔が確認できる面から突かれたもので、南東隅の1点と原位置を保っていなかった「輪宝」は強い衝撃痕が認められる。特に後者については強く刺し抜かれていたことが特徴に挙げられる。

これらの「輪宝」が埋設された時期については当初、17世紀中期に使用された「輪宝」に銅鍛造製の薄手作りがみられる⁽¹³⁾ことから、少なくともその時期まで遡ることができると考えられた。しかしながら、その後に実施された櫓台西面石垣の解体調査によって、解体された石垣の裏から、崩落痕を有する旧石垣（図2の点線部分）が検出されたことが、この時期を更に遡及させる重要な示唆が与えてくれた。即ち、1) 旧石垣は、築城期のものと考えられること、2) 解体された石垣の根石下（図2の網掛部分）から築城期の瓦が大量に出土し、その中には浅野氏の家紋（違い鷹の羽）を象った鬼瓦がみられたこと、3) 解体前の西面石垣の姿は、宝永2（1705）年の絵図に確認されるため、これが宝永2年以前の改修であること、4) 崩落した石垣を埋め殺すかたちで新規の石垣が構築されているため、これが緊急の改修であった可能性が指摘できることなどから、「宝永2年以前の櫓台西面石垣の崩落では、築城期の稲荷櫓が改築を要する損傷を受けなかった。このため、櫓の改築は行われず、これに最も影響の少ない方法を採って、崩落した石垣の前面に新規に積み直した」⁽¹⁴⁾と仮定できる。以上のことから、検出された「輪宝」は築城期のもので、その使用時期は16世紀末であると考えられるのである。

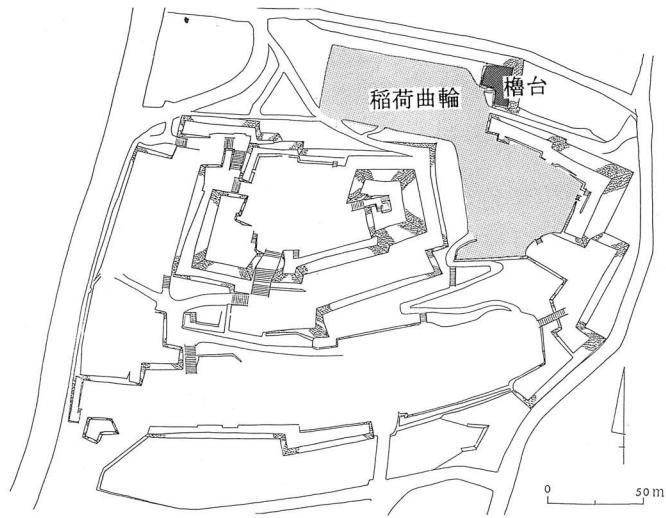


図1 位置図

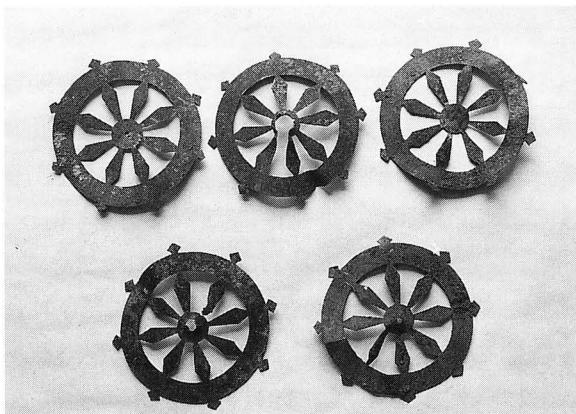


写真1 稲荷曲輪櫓台から検出された「輪宝」

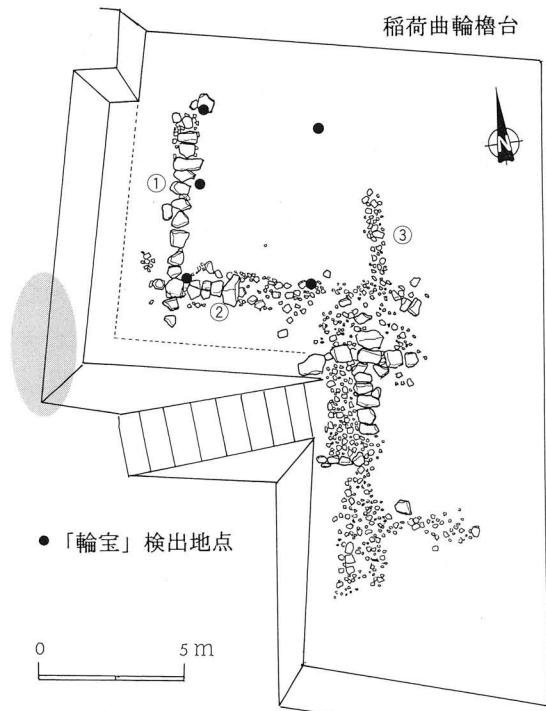


図2 「輪宝」検出地点位置図

3 密教における「地鎮・鎮壇」と「輪宝」

稲荷曲輪櫓台の「輪宝」は、礎石の下層から検出されており、また「輪宝」が密教法具である点を鑑みると、これが稲荷櫓建造以前に執行された、密教を基本とした「地鎮め」に関する祭祀に使用されたものであることは想像に難くない。しかしながら、単に「地鎮め」と言っても密教では、その修法の違いから「地鎮・鎮壇」「結界」「土公供」「鎮宅・安鎮」の4つに大別される。このうち「地鎮・鎮壇」と「結界」が本来の密教の修法で、両者は大概、同時に行われる。また、他の2修法⁽¹⁵⁾は他宗教の影響を多分に受けていると言われている。「輪宝」は密教の儀軌に基づく法具であるため、本稿では特に「地鎮・鎮壇」と「結界」に限って述べていく。

「地鎮・鎮壇」は本来、区別された修法であった。『覚禪鈔』⁽¹⁶⁾によると、地鎮は「不築壇以前修之」もので、二十種物⁽¹⁷⁾を入れた賢瓶と、五色の玉を埋納するのに対して、鎮壇は「鎮壇築壇、建堂之後修之」もので、「輪宝」と権⁽¹⁸⁾を埋納するとされている。但し、これらは時代とともに簡略化の傾向をたどり、平安～鎌倉時代には「両度依有煩、地鎮鎮壇一度修之」となっていった（地鎮鎮壇合行の法）と言われる。

「輪宝」は本来、権と組にして埋納する。但し、埋納箇所については八方の場合と四方の場合⁽¹⁹⁾がある。

また、使用する「輪宝」の種類と埋設方法は、東北隅から埋設していく点で共通しているが、真言宗では三鉢輪宝を権の上に傘のように載せ、天台宗では八鋒輪宝に権を突き立てると言うように決定的な違いを見せる⁽²⁰⁾。「鎮壇」に使用される「輪宝」の中心部に必ず孔が開いているのは、このように権との結合のためである。

因みに、これと同時に行われたであろう「結界」は、対象となる一定範囲（七里四方・上下八方）の悪鬼神を追い払い、一切護法善鬼神を迎える修法である。この場合、軍荼利明王の呪文を唱えて、印を結ぶのである

が、銀・銅の箱を用いたり、白芥子（けし）を用いる場合もあったという。

以上によって、稻荷曲輪櫓台の「輪宝」及びその検出状況からもう一度、その性格をまとめてみたい。

第1に、「地鎮」の痕跡が確認されず、本来は「鎮壇」で使用されるはずの「輪宝」が礎石の下層から検出されたことから、この祭祀が「地鎮鎮壇合行の法」によって執行されたものであると判断できる。

第2に、4隅から検出された「輪宝」は、金箔の確認できる面が天上に向いており、残りの1点についても、中心の孔にみられる衝撃痕から推察して、やはり金箔は天上を向いていたと考えられる。これには呪術的な意図が感じられるが、「地鎮」の修法で、結界した範囲の東北隅と南西隅、南東隅と西北隅に縄を張り、その中に賢瓶に埋納することから、恐らく、4隅の「輪宝」は四方を結界し、内なる世界を聖化する意図を以て埋納され、残りの1点は元来、4隅の「輪宝」を対角線上に結んだ交点に埋設されていたものと考えられる。

第3に、「輪宝」の中心の孔は、1) 0.4 cm程度と小さいこと、2) 著しい衝撃痕が、南東隅及び中心にあったと推定される「輪宝」のみにみられること、また櫛は1点も確認されないことから、「輪宝」と対の櫛は使用されなかつたと考えられる。5点の「輪宝」にみられる段階的な強さを示す衝撃痕は、この祭祀が櫛もしくはその代用品を用いて、東北隅から形式的に突き、最後に中心の「輪宝」を強く刺し抜いたことを彷彿とさせる。

第4に、「輪宝」に付着していた糲殻については、この祭祀において穀物が使用されたことの例証となろう。

これらは、検出された「輪宝」の形態などから、天台宗による祭祀である可能性が高いと言える。しかしながら、1) 八鋒輪宝を「地鎮め」に用いた例は、真言宗の寺院でも確認されている⁽²¹⁾こと、2) 甲府城の鬼門守護として置かれた愛宕神社の別当寺（愛宕山宝蔵院）が真言宗の寺院で「御代々奉御祈願拙宗旨之儀従高祖両部神道相伝受ニ而御祈祷仕」⁽²²⁾っていたこと、3) この祭祀が様々な宗教・宗派によって行われ、中には複数の儀軌を習合した例もみられることを考えれば、他宗教・宗派による祭祀である可能性も全く否定できない。

4 愛宕山と稻荷曲輪

甲府城の縄張りを確認すると、稻荷曲輪の東北隅は櫓台を先端にして南に屈曲している。これは鬼門を避けて設計されたことによるものと考えられるが、恐らく「地鎮め」に関する祭祀も鬼門除けの意味を含めて、入念に行われたのである。では、鬼門を区画する曲輪が、なぜ稻荷曲輪だったのであらうのか。

発掘調査の成果によると、この曲輪には築城期に虎口が存在していた可能性が指摘されている。これは櫓台の南を巡る腰石垣の解体調査によって明らかになった⁽²³⁾。解体対象となった石垣も、その裏から検出された旧石垣も、技術的・時代的には殆ど差がみられないため、築城から数年のうちに縄張り変更が行われたものと考えられる⁽²⁴⁾。しかしながら、櫓台を東北隅に設けて石垣を大きく南に屈曲させ、その櫓台で「輪宝」を用いた「地鎮め」を行い、城内の鎮守として庄城稻荷を置くなど、鬼門に対する様々な対処がみられる曲輪に、わざわざ虎口を設けることの危惧はなかったのであらうか。ここで、甲府城の鬼門守護の様相について注目したい。

稻荷曲輪の名称は、この曲輪内に鎮座した庄城稻荷によることは既に述べた。しかしながら甲府城内で唯一、信仰的要素の強い名称を持つ曲輪が鬼門に位置することには恣意的なものを感じる。甲府城の築城以前から、一条小山の地に稻荷社が鎮座していたことは伝えられている。この社は、甲府城の築城に伴って現在地（甲府市太田町）に移転したが（稻積神社）、その摂社庄城稻荷は甲府城の鎮守として祀られたとされている。

稻荷信仰は、農業神・漁業神・商業神・福神などの性格を持ち、人々との生活に密着していたところから各地で部落神や屋敷神として祀られている。「屋敷神は鬼門、すなわち東北にもうける」「鬼門除けに稻荷神を祀る」⁽²⁵⁾という民俗事例から考えても、庄城稻荷がこの曲輪内に鎮座したことは、偶然ではなかろう。

また甲府城の城外には、鬼門守護神として愛宕神社（愛宕の勝軍地蔵）があり、その別当寺には新義真言宗愛宕山宝蔵院が知られている。これは元来、武田信玄が躰躅ヶ崎館の鬼門守護として建立されていたものが、「天正十二年 神祖尾州御進発ノ刻ミ（中略）今ノ地ニ遷シ且ツ当御城鬼門ノ守護神トナシ」⁽²⁶⁾たとされている。「今ノ地」とは甲斐奈山を指すが、この山はこのころに「愛宕山」と改称された。年代については、甲府城の築城の経緯を考えると疑わしいが、愛宕神社と宝蔵院が甲府城の鬼門守護として移転したことは事実であろう。

愛宕信仰は、火伏せの神・火防の神である。神仏習合の動きの中で、本地仏として勝軍地蔵を祀ったことから、愛宕信仰と地蔵信仰が融合され、「愛宕の勝軍地蔵」と言われた。多くの戦国大名が、これを軍神としたことは有名である。これに疫病などの侵入を防ぐ塞の神・境の神としての性格もあることは、京都の愛宕山が平安京を守護する神であったことからも判る。平安京を題材にした説話の中に鬼が登場するものがあるが、これらが逃げ去っていくのが愛宕山の方向である。「村の入口といわれる所に愛宕様の札を竹にはさんでさし」²⁷たという民俗事例は、人・鬼の世界の境を司る愛宕信仰の様相を示しており、甲府城の鬼門守護として愛宕神社が祀られ、甲斐奈山が愛宕山に改称されたことも、単なる偶然ではないことの示唆となろう。

以上のことから城内の稻荷曲輪も、また城外の愛宕神社も、甲府城の鬼門におけるその守護と除災招福の思惟を多分に受けて、綿密な計画のもとに実現されたことが推測できる。では、鬼門にあえて虎口を設けたことは、これに矛盾していなかったのであろうか。

このことについては、京都の地勢とそこにみられる信仰的な逸話を例挙した上で考えてみたい。

京都盆地は、東北に比叡山、西北に愛宕山が聳える。平安遷都以来、京都はこの両山による気象を背景に語られることが多い。愛宕山に発生した雷雲が雷電を伴って、平安京から（稻荷社が鎮座する）東山の方面に来襲してくるというのは、その典型例である。『稻荷記』によれば、菅原道真の怨霊が火雷天神と化して内裏を来襲したという件を「（前略）十六万八千ノ悪神ヲヒキクシ、雷電神ト現シテ内裏ニヲチクタリ、臣下ヲ損害シ、又御門ヲアヤメマイラセントシ給シニ、今日ノ宿直ノ神ハタレニカト御尋アリシカハ、稻荷明神トナノリマシヘテ御殿ニカケリ、御衣ノハシヲ延喜ノ御門ニウチキセカクシマヒラセラレシカハ、サシモヲソロシクヲハシマシ、天満自在天モ、稻荷ノ神威ヲハヽカリテ、ミツケマイラセラレシカハ、（後略）」と記している。このとき、火雷の暴威から醍醐天皇を救ったのは、稻荷大明神の被護によったとして、稻荷側はその神験を誇った²⁸。

ここからは、稻荷社と愛宕山との靈験の優劣関係が見出されるが、筆者は、この優劣関係が実は比較的、広範にみられる信仰上の常識であったのではないかと推測する。

即ち甲府城においては、城外に愛宕神社を設けて、愛宕信仰による「塞の神」に鬼門守護を願った、また城内には屋敷神的な位置づけのもとに稻荷社を設けて、愛宕信仰に対して優越的な靈験を持つことを期待した。そして、各々の信仰から得られる靈験と、その優劣関係を背景にした、より一層強固な除災招福の思惟を以て、鬼門における虎口の設計を可能にしたと考えられるのである。

おわりに

古来より日本人は、自然のあらゆるものに靈威を認め、その靈力に怯え、様々な祭祀を行うことによって、これを敬ってきた。土地に対する祭祀も、いわばこのような思惟の現れの一つであろう。そこには常に人間社会における除災招福の思惟が内在していて、非常に興味深い。

築城においては、その地取（土地選定）から完成まで、様々な呪術的宗教のもとに行われたと言われている。恐らく鬼門だけでも多くの祭祀を、多くの信仰に基づいて執行したのではなかろうか。甲府城から「東北隅の特徴的な縄張り」や「稻荷曲輪における庄城稻荷の鎮座」、また「その東北隅の櫓台における『輪宝』を用いた祭祀」、更には「城外に鎮座した鬼門守護としての愛宕神社」と「愛宕神社の別当寺であった愛宕山宝藏院」などの信仰的な様相が確認できるのも、このことの例証であると考えられる。

近世城郭遺跡における「輪宝」の検出例は、江戸城（明治12年）や和歌山城（昭和43年）にみられるが、発掘調査によるものは恐らく例がない。それだけにこの祭祀の詳細を解明するために、甲府城の歴史的位置は高い。また、これが16世紀末のものであるという仮説が的を得ていれば、織豊期城郭における「地鎮め」に関する祭祀の資料として、その価値は大きい。更に鬼門守護を視点に、様々な信仰の様相を解明することは、その根底に潜む、除災招福の思惟を理論づける上で極めて有効であろう。

しかしながら、それぞれの祭祀の詳細や、信仰の相関関係は極めて複雑で、これを実証することは困難である。これについては今後、考古学のみならず、歴史・民俗・宗教・建築学などの学際的視点による研究が期待される。

- 註 (1) 11世紀末に甲斐源氏の一条忠頼の居館が置かれた。忠頼が源頼朝に謀殺されると、忠頼の夫人はその死を悼んで館跡に尼寺を創建した。この尼寺は、正和元(1312)年に僧寺となり、時宗稻久山一蓮寺と改称した。その後一蓮寺は、甲府城の築城に際して、天正19(1591)年に現在地(甲府市太田町)に移転した。
- (2) 平山優「甲府城の史的位置～甲斐国織豊期研究序説」(本誌9号、1993)。
- (3) 甲府城の築城に関係すると考えられる文書が、豊臣系の大名が甲斐国を領有していた時期に多くみられる。また当時において、豊臣直下の城郭にみられる金箔瓦が、甲府城の発掘調査で確認されている。
- (4) 図1の区域以外に、稻荷曲輪の西に屋形曲輪、屋形曲輪の西北に清水曲輪、清水曲輪の南に楽屋曲輪を加えて内城とされた。現在、清水曲輪跡にはJR甲府駅、楽屋曲輪跡には山梨県庁などが建つ。
- (5) 浅野長政に宛てられた遺言状である。東京大学史料編纂所影写本『大洲加藤文書』。
- (6) 五代將軍綱吉から発給された朱印状。『山梨県史』資料編8(675号文書)。
- (7) 文禄の役で朝鮮に出陣した折、国家老に宛てた書状。東京大学史料編纂所影写本『大洲加藤文書』。
- (8) 一条忠頼が居館を構えた際に、鎮守として稻荷社を祀ったとされている。この社はその後、一蓮寺の鎮守とされたが、甲府城の築城に際して現在地(甲府市太田町)に移転した(稲積神社)。そして一条小山には以後、稲積神社の摂社庄城稻荷が甲府城内鎮護の神として祀られた。
- (9) 陰陽五行説やその他の方位説によって悪いとされている方角。東北隅は、北(陰)から東(陽)に転ずる急所にあたるため、これを危険視している。反対の西南隅は裏鬼門といわれる。
- (10) 古代インドの武器で、梵語でチャクラ(研訖羅)と言う。転輪聖王の七宝の一つで、これを投擲して敵を倒す。仏教では、「輪宝」の武器としての鋭さが仮の説法に例えられ、これを転法輪と呼び慣わした。また密教では「輪宝」を法具とした。日本には平安時代初期に最澄・空海などが請來した。「輪宝」は、轂(中心部分)、輻(肘木部分)、轄(外輪部)、鋒(突起部分)の4部から成る。
- (11) 宮里学「県指定史跡甲府城跡の発掘調査～平成の整備事業～」(『甲斐路』92、1998)
- (12) 「輪宝」は、外輪部の突起の形態から八鋒輪宝(独鉛杵の先端を突き出したもの)・八角輪宝(外輪部に連なって八角形になっているもの)・三鉛輪宝(羯磨のように三鉛形をしたもの)に分類される。
- (13) 西山要一「和歌山城出土の地鎮・鎮壇具」(『古代研究』28・29合併号、1984)
- (14) 八巻與志夫氏の御教示による。
- (15) 「土公供」は陰陽道の影響を受けたもので、主に庶民層の「地鎮め」に広く採用された。また「鎮宅・安鎮」は、仏教をはじめとする様々な宗教によって行われたもので、家に悪鬼がとりつかないように立柱・上棟・完成・屋固めなど、折に触れて行われた。
- (16) 鎌倉時代初期の仏教書。真言宗の諸経法などに関する研究書。金胎房覚禅によって編まれた。
- (17) 五宝、五葉、五穀、五香の20種から成る供物。
- (18) 本来は、修法壇を結界するための棒状の法具。
- (19) 石山寺多宝塔・金剛寺多宝塔・興福寺大御堂などは「輪宝」が4隅に検出された例である。
- (20) 森郁夫「密教による地鎮・鎮壇具の埋納について」(『仏教藝術』、1972)
- (21) 京都市埋蔵文化財センター『祥雲寺客殿跡の発掘調査』(真言宗智山派総本山智積院、1995)
- (22) 『甲斐国社記・寺記』愛宕山宝藏院の条
- (23) 現在、この場所にある出入口は、大正年間に謝恩碑建造の石材を搬入するために作られたものである。
- (24) 『甲斐国志』卷之百(人物部第九)平岩主計頭親吉の条の記述(親吉が上州から甲州に移って、新たに「府之城」を築いた)の実証的部になるかも知れない。
- (25) 桜井徳太郎編『民間信仰辞典』(東京堂出版、1980)
- (26) 『甲斐国志』卷之七十三(仏寺部第一)愛宕山宝藏院の条。
- (27) (25) と同じ
- (28) この段落は、近藤喜博『稻荷信仰』(塙新書、1978)より要約。